

○認定こども園の認定の要件を定める条例

平成十八年十二月二十二日条例第六十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第三条第一項及び第三項の規定による幼保連携型認定こども園以外の認定こども園(以下「認定こども園」という。)の認定の要件等を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(認定こども園の認定の要件)

第三条 法第三条第一項に規定する条例で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 法第三条第一項の認定を受けようとする施設(以下「対象施設」という。)が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領(平成二十九年文部科学省告示第六十二号)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。
- 二 対象施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子ども(対象施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第四項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適當と認められる数の子どもに限る。)を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。
- 三 子育て支援事業のうち、対象施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。
- 四 別表に定める基準に適合すること。

2 法第三条第三項に規定する条例で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 次のいずれかに該当すること。
 - イ 法第三条第三項の認定を受けようとする連携施設(以下「対象連携施設」という。)を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該対象連携施設

を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

- ロ 対象連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該対象連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

二 子育て支援事業のうち、対象連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

三 別表に定める基準に適合すること。

(市町村との連携)

第四条 県は、認定こども園に関する事務を適切かつ円滑に実施するため、市町村と緊密な連携を図るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(認定こども園の職員資格に関する特例)

2 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が一人となる場合には、当分の間、別表職員資格の項基準の欄第一号、第二号及び第四号の規定にかかわらず、別表職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち一人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。

3 別表職員資格の項基準の欄第一号及び第四号（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第七項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第六項において同じ。）をもって代えることができる。

4 別表職員資格の項基準の欄第二号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5 一日につき八時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表職員資格の項基準の欄第一号、第二号及び第四号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 別表職員資格の項基準の欄第一号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「保健師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定こども園については、子育てに関する知識及び経験を有する保健師等を配置し、かつ、当該保健師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、別表職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	別表職員資格の項基準の欄第一号及び第四号（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
附則第四項	別表職員資格の項基準の欄第二号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第五項	別表職員資格の項基準の欄第一号、第二号及び第四号の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有する者と認める者
前項	別表職員資格の項基準の欄第一号の規定	保健師等

により置かなければならない保育士の資格を有する者	
--------------------------	--

附 則 (平成十九年十二月二十一日条例第七十八号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月二十三日条例第十七号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年七月九日条例第四十四号)

この条例は、平成二十五年八月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年十月二十一日条例第四十九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して五年間は、改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定にかかわらず、施行日の前において現に存する改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例別表の備考の二に規定する幼稚園型認定こども園、同三に規定する保育所型認定こども園及び同四に規定する認可外保育施設型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二十七年十二月二十五日条例第七十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十八年六月二十八日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年三月十七日条例第六号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定、第三条中認定こども園の認定の要件を定める条例第三条第一項並びに別表職員資格の項及び教育及び保育の内容の項の改正規定、第四条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基

準等を定める条例第六条第二項、第七条第二項、第四十七条、第五十九条及び第七十三条第二項の改正規定、第五条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十四条の改正規定並びに第六条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 4 第三条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表管理運営等の項基準の欄第八号の規定の適用については、認定こども園において同号に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和六年三月三十一日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

附 則（令和六年十月十八日千葉県条例第三十五号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第二条の規定による改正後の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定は、適用しない。この場合において、第二条の規定による改正前の認定こども園の認定の要件を定める条例別表職員配置の項基準の欄第一号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則（令和七年十月十日千葉県条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第三条第一項第四号及び第二項第三号）

区分	基準
職員配置	一 満一歳未満の子どもおおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳未満の子どもおおむね六人につき一人以上、満三歳以上満四歳未満の子どもおおむね十五人につき一人以上、満四歳以上の子どもおおむね二十五人につき一人以上の教育及び保育に従事する者を置くこと。ただし、教育及び保育に従事する者は、常時二人を下回らないこと。

	<p>二　満三歳以上の子どもであって幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び満三歳以上の子どもであって保育所と同様に一日に八時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に共通の四時間程度の利用時間について学級を編制し、学級ごとに少なくとも一人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させること。この場合において、一学級の子どもの数は、三十五人以下（満四歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子どもの学級にあっては、三十人以下）を原則とすること。</p>
職員資格	<p>一　職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士（当該認定こども園が国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある場合にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士（同条第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。）。以下同じ。）となる資格を有する者であること。</p> <p>二　職員配置の項基準の欄第一号の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教諭又は助教諭の免許状及び保育士となる資格を有する者であること。ただし、やむを得ない場合は、幼稚園の教諭若しくは助教諭の免許状又は保育士となる資格のいずれかを有する者であること。</p> <p>三　前号ただし書の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有する者であること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって学級担任を幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有する者とすることが困難であるときは、保育士となる資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者及び保育所等の設置者がその者に係る幼稚園の教諭の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができます。</p> <p>四　第二号ただし書の規定にかかわらず、満三歳以上の子どものうち教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士となる資格を有する</p>

者であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士となる資格を有する者とすることが困難であるときは、幼稚園の教諭又は助教諭の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適當と認められるものを、その者及び幼稚園又は保育機能施設の設置者がその者に係る保育士となる資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とすることができます。

五 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう認定こども園の管理及び運営を行う能力を有していること。

- 施設設備
- 一 法第三条第三項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であって、次のいずれにも該当するときは、この限りでない。
 - イ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - ロ 子どもの移動時の安全が確保されていること。
 - 二 園舎の面積（満三歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。第四号ただし書において同じ。）は、次の表に掲げる基準を満たすこと。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、同号本文（満二歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、同号本文及び第九号）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	百平方メートルに学級数から二を減じて得た数

	を乗じて得た面積に三百二十平方メートルを加えた面積
--	---------------------------

- 三 保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けること。
- 四 前号の保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。ただし、満三歳以上の子どもについては、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が第二号本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- 五 第三号の屋外遊戯場の面積は、次のいずれにも該当すること。ただし、既存施設が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であってイの基準に該当するときはロの基準に、既存施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であってロの基準に該当するときはイの基準にそれぞれ該当することを要しない。
- イ 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- ロ 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについてイにより算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積
二学級以下	三十平方メートルに学級数から一を減じて得た数を乗じて得た面積に三百三十平方メートルを加えた面積
三学級以上	八十平方メートルに学級数から三を減じて得た数を乗じて得た面積に四百平方メートルを加えた面積

- 六 第三号の屋外遊戯場は、当該認定こども園のある敷地と同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、屋外遊戯場を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難なときは、次のいずれにも該当する当該保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の付近にあ

る適当な場所を屋外遊戯場とすることができます。

イ 子どもが安全に利用できる場所であること。

ロ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。

ハ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

ニ 前号の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

七 認定こども園の認定を受ける場合にあっては、次のいずれにも該当する場合に限り、当該認定こども園の満三歳以上の子どもに対する食事の提供について、第三号の調理室を設けずに、当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

イ 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあること並びに衛生面、栄養面等について業務上必要な注意を尽くすことができる体制及び調理業務を受託する者との当該体制に係る契約内容が確保されていること。

ロ 栄養士又は管理栄養士により献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制が確保されていること。

ハ 調理業務を受託する者については、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等について調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

ニ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素量の給与その他の子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

ホ 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関して配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供すること。

ヘ 子どもの食事について、その摂取の状況を把握できる体制が確保されていること。

八 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満た

	<p>ない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、第三号の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていること。</p> <p>九　満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、第三号の規定により置くものとされる施設に加え、乳児室又はほふく室を設けること。この場合において、乳児室又はほふく室の面積は、満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。</p>
教育及び保育の内容	<p>一 教育及び保育の内容は、法第六条の規定により、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十九年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十七号）に基づくものであること。</p> <p>二 教育及び保育が、次に掲げる事項について知事が別に定めるところにより提供されること。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 教育及び保育の基本及び目標 ロ 認定こども園として配慮すべき事項 ハ 教育及び保育の計画並びに指導計画 <p>ニ 環境の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ホ 日々の教育及び保育の指導における留意点 ヘ 小学校教育との連携
保育者の資質向上等	教育及び保育等の質の確保及び向上を図るため必要なものとして知事が別に定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質並びに認定こども園の長の能力の向上を図るための措置を行うこと。
子育て支援	子育て支援事業については、地域における教育及び保育に対する需要に照らし必要なものとして知事が別に定める事項に留意して実施すること。
管理運営等	<p>一 認定こども園には、一人の認定こども園の長を置き、一体的な管理運営を行うこと。</p> <p>二 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮</p>

して定められていること。

三 開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。

四 提供する教育、保育及び子育て支援事業の内容、職員の体制、認定こども園の利用に係る料金、入園する子どもの選考方法その他保護者が多様な施設を適切に選択するために必要な事項として知事が別に定めるものについて情報の開示を行うこと。

五 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭又は母子家庭若しくは父子家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行い、かつ、当該特別な配慮が必要な子どもの受け入れについて県及び市町村と連携を図ること。

六 防災、防犯その他の子どもの健康及び安全を確保する体制並びに事故等が発生した場合の補償を行う体制を整備すること。

七 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

八 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

九 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行う体制を確保し、評価結果の公表並びに評価結果を通じた教育及び保育の質の向上に資する措置を行うこと。

十 建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、法第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設である旨の表示を行うこと。

備考

- 一 幼稚園型認定こども園とは、次のいずれかに該当する施設をいう。
 - 1 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
 - 2 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物等が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。
 - (2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。
- 二 保育所型認定こども園とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- 三 地方裁量型認定こども園とは、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。